

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館4階 静岡県知事戦略局広聴広報課（令和7年4月1日以降は静岡県総務部広聴広報課）

電話番号 054-221-2976

3 入札に付する事項

(1) 入札番号 第5号

(2) 業務名 令和7年度静岡県広報効果測定業務

(3) 業務概要 静岡県が実施する各種事業、施策等のWEBメディアでの露出状況を測定する。

(4) 業務期間 英訳締結日から令和8年3月31日（火）

(5) 納入場所 静岡県知事戦略局広聴広報課（令和7年4月1日以降は静岡県総務部広聴広報課）

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札参加資格において、「システム運用・管理業務」の業務区分について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の情報システム開発等の業務の委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により、入札参加資格確認申請書等を令和7年4月7日（月）正午まで（土曜日及び日曜日を除く。）に、2担当部局に郵送又は持参で提出しなければならない。

6 入札説明書の配布場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年4月15日（火）午後1時15分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁別館2階第2会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡県知事戦略局広聴広報課（令和7年4月1日以降は静岡県総務部広聴広報課）（電話054-221-2976）とする。

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 入札説明会は行わない。